

企画競争実施の公示

令和8年5月25日

九州運輸局 観光部長
進藤 昭洋

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度スポーツツーリズム推進のための実証事業(天草・人吉サイクルツーリズム)

(2) 業務内容

- I. サイクルイベントをフックとした天草・人吉地域への地方誘客に資する受入方策等の作成と実証
- II. 効果検証及び報告書の作成

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省統一資格)「役務の提供」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること(但し、地方自治体を除く)。
- (3) 九州運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
国土交通省 九州運輸局 観光部 観光企画課
電話 092-472-2330
メールアドレス gst-kankokikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年5月25日(月)から令和8年6月15日(月)まで
メールによる交付とする。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和8年6月15日(月)17時00分
上記(1)への持参、メールによる電子ファイル(PDF)の送付又は郵送(書留郵便に限る)

(4) 説明会の日時及び場所

本業務に関する説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

必要に応じて、企画提案に関するヒアリングを実施する場合がある。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、当該提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。